

門 真 市 広 報 連 絡 表		総合政策部秘書広報課	
提 供 日	平成 25 年 10 月 11 日 (金)	写	真
場 所		有	・ 無
市税還付加算金の未払いについて			

### 概 要

市税の過誤納金を還付又は充当するときには、その遅延期間に応じて、年 7.3% (特例基準割合により平成 24 年は年 4.3%) の割合で計算した還付加算金 (過誤納金に付される利子) を過誤納金に加算して還付又は充当します。

このたび、還付事務の担当を変更した際、改めて法令等を確認する中で、一部の納税者に対し還付加算金の一部が未払いであることが判明したものであります。

### 原 因

還付加算金の額を計算する際に、その計算の始期について、「納付があった日の翌日」とすべきものを「更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日」として算定していたもので、地方税法の解釈を誤ったまま事務継承されてきたことが原因であります。

### 対象者及び金額

		市・府民税	固定資産税	計
20 年度	件数	32 件	7 件	39 件
	金額	94,700 円	11,000 円	105,700 円

\*平成 21 年度以降 25 年度 9 月までの件数、金額につきましては現在調査中です。

### 対象者への対応

地方税法の時効の定めに従い、過去 5 年間遡り再計算し、判明した還付加算金の未払い分については、お詫び文を添え、還付通知書又は充当通知書を発送し、還付・充当処理を行います。

### 納税課長のコメント

対象となった皆様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、事務執行にあたっての法令の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。